申請方法の変更について
～　電子メールによる申請の廃止　～

港則法第 31 条第 1 項（第 45 条準用規程を含む）及び第 32 条に基づく「工事作業許可申請」及び「行事許可申請」について、令和９年４月１日から、以下のとおり申請方法を変更します。

ご理解とご協力をお願いします。

【現在】令和９年３月３１日（水）まで

申請方法　：　書面、電子メール、ｅ－Ｇｏｖ

【変更】令和９年４月１日（木）から

申請方法　：　書面、ｅ－Ｇｏｖ

《注意》

令和９年３月３１日(水)をもって、電子メールによる申請の受付を廃止します。

令和９年４月１日（木）からの申請の受付は、書面及びｅ－Ｇｏｖに限ります。

（問合せ先）
水島海上保安部　航行安全課
ＴＥＬ　０８６－４４４－２９６７

工事作業許可申請・行事許可申請

～ 電子申請を開始しました ～

NEW

e-GOV 電子申請

令和８年５月11日（月）からｅ－Ｇｏｖにおいて**工事作業許可申請・行事許可申請※**の受付を開始しました。

※港則法第31条、第32条に基づく手続き

ご利用にあたって

詳細はホームページをご確認ください

https://shinsei.e-gov.go.jp/

【ｅ－Ｇｏｖ利用者サポートデスク】
TEL：050-3786-2225

水島海上保安部　TEL　０８６－４４４－２９６７